

秘	
指定者	厚生労働省労働基準局 監督課長
	有・無期限
平成19年6月26日 から 平成29年6月25日 まで	

基監発第 0626001 号
平成 19 年 6 月 26 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

株式会社グッドウィルにおける賃金控除事案を契機とする
労働者派遣事業に対する監督指導等の実施について

標記については、



グッドウィルは一勤務ごとに賃金から控除していた「データ装備費」を過去2年間遡及して返還する旨の発表を行ったところである。

このような「データ装備費」等の名目で賃金控除を行うことについては、報道機関等の各種情報によれば、他の労働者派遣事業場においても行われていることが懸念される場所である。

ついては、労働者派遣事業場 に対して労働基準法第24条を始めとする労働基準関係法令の履行確保を図るため、下記のとおり監督指導を行うこととするので、遺憾なきを期されたい。

記

1



2 監督指導の結果、労働基準法に違反する賃金控除が認められた場合には、所要の措置を講ずること。なお、当該賃金控除が昭和27年9月20日付け基発第675号に

いう「事理明白なもの」ではない場合には、遡及払いについても指導を行うこと。

また、法違反を是正しないなど重大・悪質な事案については、司法処分を含め、厳正に対処すること。

3



